

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護従事者に対して人材育成の取組みが一定レベル以上の事業所に対して認証を行い、人材育成に関して見える化を行うことで、従業員の質の向上に寄与するとともに、介護従事者の確保の推進を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第2条 外部評価を実施する事業所は、厚生労働省が提供する「介護サービス情報公表」において、介護サービス情報公表調査を任意で実施する事業所とする。

(認証評価の申請)

第3条 本認証を受けようとする事業所は、別に定める申請書を所定の日時までに提出するものとする。

(評価の実施)

第4条 認証の評価項目及び認証基準は別紙のとおりとする。

(認証事業所の決定)

第5条 認証を行う事業所の決定については、「介護サービス第三者評価推進会議」で意見聴取のうえ、県が行う。

(認定証の発行)

第6条 認証を受けた事業所に対しては、認定証を発行する。

2 認定証の様式については、別に定める。

(連続認証の認定証の発行)

第7条 3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常認定証に加えて、連続認証の認定証を発行する。

2 連続認証の認定証の様式については、別に定める。

(認証事業所の公表)

第8条 認証を受けた事業所については、愛知県高齢福祉課のホームページで公表する。

(認証事業所への検査及び認証の取消し)

第9条 県は、認証を行った事業所に対して、認証の要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、事業所の職員から状況を聴取し、又は必要な検査を行うことができる。

2 認証を受けた事業所は、前項の検査等が実施される場合には、積極的に協力するものとする。

3 県は、事業所が第1項に定める検査等に協力しないとき、又は第1項の検査等の結果、事業所が認証の要件を欠くことを確認したときは、認証を取り消すことができる。

(愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク)

第10条 当事業のロゴマークは別に定めるマークとする。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、愛知県知事に属する。

(認証事業所及び企業等によるロゴマークの使用の届出及び使用目的変更の届出)

第11条 認証を受けた事業所がロゴマークの使用を希望する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク使用届出書」(様式1)を知事に提出しなければならない。

2 介護保険事業所以外の本事業の趣旨に賛同する企業が、ロゴマークの使用を希望する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業協賛企業ロゴマーク使用届出書」(様式2)を県に提出しなければならない。

3 ロゴマーク使用者がロゴマークの使用目的を変更する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク使用目的変更届出書」(様式3)を県に提出しなければならない。

4 前二項に規定する届出を行った認証事業所等は商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に、ロゴマークを表示することができる。

(使用の届出及び使用目的変更の届出の受理)

第12条 知事は前条に定める届出書の提出後、その内容を審査し、当該使用が「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」の目的に合致しない場合は、届出書を受理しないことができる。

(使用権の取消し等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用の禁止を命ずることができる。

(1) 認証事業所が都道府県知事又は市町村長から人員・設備・運営基準違反等により、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けたとき。

(2) 当該事業を休止したとき。

(3) ロゴマーク使用者が使用取扱規程に付した条件に違反したとき。

(4) 届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(5) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 知事は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(ロゴマーク使用取扱規程)

第14条 認証事業所等はロゴマークを使用する場合には、別に定める「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク」使用取扱規程を遵守しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行する。

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

認証の評価項目及び認証基準

	評価項目	認証基準(全て必須)
1 の 育 新 成 規 採 用 者	①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修計画がある」をクリアしている
	②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている
	③OJT指導者に対する研修等の実施	・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表 ・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施
2 キ ャ リ ア パ ス と 人 材 育 成	①資質向上目標及び具体的計画の策定	・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている
	②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	
	③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施(受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)	
	④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施	・介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅲを満たしている
	⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知	
3 職 場 環 境	①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施(休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)	・取組推進のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	②出産後復帰に関する取組の実施(育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)	・取組の実施及び全職員への周知
	③育児、介護を両立できる取組の実施(柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)	・取組の実施及び全職員への周知
	④健康管理に関する取組の実施(相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)	・健康管理、増進に関する検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	⑤セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組の実施(方針の明確化及び周知・啓発、相談体制の整備など)	・取組の実施及び全職員への周知 ・相談体制の整備
4 社 会 貢 献 等	①情報公表調査の任意の受審	・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である
	②地域との交流(イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)	・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている
	③関係法令の遵守	・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない ・情報公表制度における評価項目「従業者に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員等処遇改善加算(新加算)Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)、Ⅴ(3)、又はⅤ(8)を算定されている事業所にあつては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たしているとみなします。